花巻市いじめ防止等のための基本的な方針

令和７年３月改定

花 巻 市

（平成 26 年 12 月制定）

（平成 30 年 3 月改定）

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

第１章　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本的な考え方・・・・Ｐ１～Ｐ４
　１　いじめの定義
　２　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本理念
　３　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定目的
　４　いじめの防止等に向けた方針

第２章　いじめ防止等のために市が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～Ｐ６
　１　いじめ防止等のための組織等
　２　学校支援のための取組
　３　保護者・地域支援のための取組
　４　関係部局及び関係機関との連携

第３章　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６～Ｐ９
　１　学校いじめ防止基本方針の策定
　２　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
　３　いじめ防止等のための取組

第４章　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～Ｐ12
　１　重大事態のとらえ
　２　重大事態への対応
　３　留意事項

第５章　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ12
　１　いじめ防止等のための対策に関する事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。したがって、未然防止が重要であり、いじめは対人関係における問題であることから、児童生徒同士の心の結びつきを深め、好ましい人間関係を育む教育活動を進めることを重視する必要があります。また、いじめは、絶対に許されない行為であることを踏まえ、いじめられている児童生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導をしていくことも重要であります。

そのためには、花巻市民がいじめの実態や課題等を共有するとともに、社会全体でいじめを許さない風土をつくっていかなければなりません。

そこで、花巻市は平成 26 年 12 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

また、平成 29 年３月には国の基本方針が改訂されたことに基づき、市の基本方針の内容や取組の見直しを図り、平成 30 年３月に市の基本方針を改訂しました。

更に長期化、深刻化する事案に対応していく中で、現行の基本方針では不十分な点が多々認められることから、令和４年 12 月８日に「花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和４年花巻市条例第 36 号)」を公布し、法第 14 条第３項の規定に基づいて重大事態等に対応する調査組織を立ち上げて、問題の早期対応や早期発見に向けて取り組んできました。

今回、令和６年８月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省)」が改訂されたことを期に、改めて市の基本方針の見直しを図り、再改訂することとしました。

第１章　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本的な考え方

１　いじめの定義

いじめについては、法第２条において次のように定義されている。

> 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

２　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本理念

当市では、児童生徒一人一人が健やかに成長できる環境づくりをとおし、心豊かで国際的視野をもち、夢と志にあふれた活力ある人間を育成することを目指している。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定める。

（１）いじめは、「全ての児童生徒、全ての学級、全ての学校で起こり得る」ものであり、「告げ口をしたらもっといじめられる」、「いじめを知られることは屈辱的で恥ずかしい」等の心理が、いじめを潜在化させることを自覚し、学校組織として、未然防止、早期発見、早期解決に取り組み、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」の考え方を基本とする。

（２）児童生徒の成長上、友達や級友等とのトラブルの発生は避けられない。しかし、対等な関係にないトラブルについてはいじめにつながる恐れがあり、いじめられている児童生徒側に立ち、守りとおすとともに、いじめる側の児童生徒については、関係機関と連携し毅然とした態度で粘り強い指導を行う。

（３）いじめの未然防止、早期発見、早期解決のためには、自他のよさや可能性を多様な視点で捉えさせ、互いの存在を認め合うことにより、自己肯定感や自己有用感を児童生徒にもたせることが肝要である。そのために、授業づくり、集団づくり等を重視する。

（４）学校生活を安心して送るための推進者であることを児童生徒自身が自覚し、いじめを行わず、いじめを放置しない学校の実現に向け、児童生徒が主体になり多様な取組を実施する。

（５）いじめのない社会を実現するために、教育委員会、学校、保護者、地域、児童生徒など、花巻市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ協力的に行動する。

３　「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定目的

郷土を代表する偉人の一人である宮沢賢治は、その著書「農民芸術概論綱要」において、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」と記している。

いじめの問題により児童生徒が苦しみ、自らの命を絶つこと等は絶対にあってはならないことであり、相談窓口の周知や情報発信、人権教育の推進や学校体制の整備等に努める。

当市では、前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を学校、保護者、地域など、花巻市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ協力的に行動し、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

４　いじめの防止等に向けた方針

いじめの防止等のためには、社会全体がいじめのない風土づくりに努めなければならない。また、いじめが起きた時には早期に適切な対応を行うことが重要である。そのために、市全体で児童生徒を支え、見守り、育てる必要がある。

（１）市として

ア　いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を策定、実施する。

イ　学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめの報告を受けたときは、学校と連携し、迅速に必要な措置を講ずる。

ウ　いじめに関する相談体制の充実と学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化などの体制整備を図り、相互の信頼関係を築くよう努める。

エ　教育委員会学校教育課内に「いじめ相談ダイヤル（0198-41-3147）」の直通電話を設置し、相談対応にあたる。

（２）学校として

ア　いじめは、どの児童生徒、どの学級、どの学校にも起こり得ることを自覚し、日常的に児童生徒のよさや変化について共通理解を図るとともに、教育活動を通じていじめの未然防止に努め、早期発見、早期解決を図る体制を構築する。

イ　児童生徒の実態を的確に捉えながら学校の教育活動を展開し、児童生徒のよさや可能性の伸長に努めるとともに、保護者との信頼関係を図る。

ウ　いじめを許さないこと、いじめられている児童生徒を守りとおすことを表明するとともに、いじめの問題については、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に対応する。

エ　児童生徒に対して定期的なアンケート（タブレットを活用した回答も検討）や個別面談を実施するほか、生活ノート等や日常観察、家庭との連携等、個人情報に配慮しながら学校全体として児童生徒一人一人の状況の把握に努め、アンケートや個々の面談記録等は小学校から中学校へ引き継いで卒業まで保管する。

オ　児童生徒が主体となっていじめのない学校づくりの意識を育むため、発達段階に応じたいじめ防止等に取組む児童生徒中心の活動を指導、支援する。

カ　特に配慮が必要な多様な背景をもつ児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を図る。

（３）保護者として

ア　子が、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、日常から何でも話せる環境を大切にし、いじめに関わる悩みや話題等があった場合は、よりよい解決に向けて助言するとともに、一人で抱え込まず相談するよう働きかける。

イ　いじめ（ネット等によるいじめを含む）を発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校や教育委員会等に相談または連絡する。

（４）児童生徒として

ア　いじめのない学級や学校の実現のため、いじめがあると思われるときは、当事者に声を

かけたり、友だち、先生、保護者等に相談したりする。

イ　いじめのない学級・学校づくりのために、児童会・生徒会活動等の自治的な取組をとおし、いじめ防止に向けた取組を主体的、積極的に行う。

（５）地域、関係機関として

ア　普段から学校と連携していじめの防止に努めるとともに、いじめの兆候等が見られるときは、速やかに、学校、教育委員会等に情報提供を行う。

イ　それぞれの役割を認識し、情報を共有しながら、いじめの防止等に努める。

第２章　いじめ防止等のために市が実施する施策

１　いじめ防止等のための組織等

（１）花巻市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第 14 条第１項の規定に基づき、いじめ防止等の対策を実行的に行うために花巻市いじめ問題対策連絡協議会を置く。構成員は、学校関係者、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、学識経験者、保護者代表、医療関係者、このほかに教育委員会が必要と認める者とする。

（２）花巻市いじめ問題調査委員会の設置

法第 14 条第３項の規定に基づき、花巻市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、教育委員会の諮問に応じ、法第 28 条第１項に規定する重大事態に係る事実関係を調査、審議する。委員は６人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する第三者等のうちから教育委員会が委嘱する。

調査委員会の主な機能については、以下のとおりである。

ア　各小・中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

イ　教育委員会は、重大事態と認定した場合、必要に応じて当該組織を活用する。

（３）花巻市いじめ問題再調査委員会の設置

法第 30 条第２項の規定に基づき、花巻市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第１項の規定による調査結果について調査、審議する。

２　学校支援のための取組

（１）相談体制の整備及び相談窓口の周知

教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備及び相談窓口として教育委員会にスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）や教育相談員を配置して、学校訪問や教育相談、電話相談を行う。

（２）実態把握の推進

教育委員会は、各学校における定期的なアンケート調査や個人面談の実施などの取組状況を把握・点検するとともに、教職員向けの指導資料やチェックリストの配布等を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

（３）教職員の取組支援

ア　いじめの防止等に係る研修の推進

教育委員会は、花巻市教育研究所の講座や花巻市生徒指導連絡協議会による、いじめの防止や対応策等に関する研修を実施する。

イ　いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

教育委員会は、いじめ問題に係る研修や児童生徒のいじめ問題の改善に向けた自主的な取組を交流する場等を設定し、いじめへの対応力の向上を図る。

（４）インターネットを通して行われるいじめの防止等

花巻市生徒指導連絡協議会では、毎年 11 月にデジタル機器使用状況調査を実施しているが、年々児童生徒の所持率が増加傾向にあり、機器利用による誹謗中傷や仲間外し等の書き込みによるいじめ報告が見られる。

教育委員会は、携帯電話（スマートフォン等を含む）やインターネット上のいじめ（SNS等を含む）に対応するため、情報モラル教育に関する研修の推進を図り、指導の充実・改善に努める。

教育委員会は、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合には、関係の学校に情報提供するとともに、学校の対応への指導、助言を行う。必要に応じて指導主事やＳＳＷ等を学校に派遣するとともに、警察等の関係機関との連携を促す。

（５）校内研究会の充実

教育委員会は、日々の観察や生徒指導の充実がいじめの防止等への最善の策であるととらえ、校内研究会や情報交換会など、いじめの防止等に関する研修会等を複数回位置付けることを奨励し、指導主事やＳＳＷ等の講師派遣により指導・助言する。

３　保護者・地域支援のための取組

（１）相談窓口の周知

教育委員会は、児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、教育委員会の「いじめ相談ダイヤル」や教育相談室、県の「24 時間子供ＳＯＳダイヤル」や総合教育センターにおける教育相談窓口、児童相談所、法務局、県警察本部等の周知を図る。

（２）広報紙による情報提供

教育委員会は、広報「はなまき」や市ホームページへのいじめ防止の掲載、生徒指導広報「はなまき」を配布して、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを保護者や地域にも

周知し、協働で推進する。

（３）保護者、地域の学校運営への参画

教育委員会は、花巻市ＰＴＡ連合会や花巻市教育振興運動推進協議会、学校運営協議会等と学校が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する取組を推進する。

４　関係部局及び関係機関との連携

（１）警察等との連携

ア　岩手県警察スクールサポーター（ＳＳ）等との連携

教育委員会は、学校の状況に応じてスクールサポーター等の効果的な活用を図る。

イ　花巻市生徒指導連絡協議会や警察との情報交換会の開催

教育委員会は、定期的な会議の開催を通し、児童生徒の状況把握や対応策等について協議し、状況に応じて警察と連携する。

（２）岩手県福祉総合相談センターとの連携

ア　支援（ケース）会議の開催

教育委員会及び学校は、児童生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。

イ　岩手県福祉総合相談センター、福祉部局等との連携

教育委員会は、県や市の福祉部局と情報共有し、児童生徒の状況把握に努める。

（３）法務局との連携

教育委員会は、人権（いじめを含む）に関する相談窓口の周知や人権擁護委員と連携して教職員や児童生徒に対する人権教育の普及、安全な学校の環境づくりを推進する。

（４）いじめ防止活動に関わる連携

教育委員会は、花巻市校長会や花巻市ＰＴＡ連合会、花巻市教育振興運動推進協議会、花巻市学校運営協議会、花巻市生徒指導連絡協議会等と連携していじめの防止活動を推進する。

第３章　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

１　学校いじめ防止基本方針の策定

（１）学校は、学校の実情に応じ、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。

（２）学校基本方針の内容は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教職員の資質能力向上を図る校内研修等、いじめの防止全体に係るものであるものとし、年間を通じた活動が具体的に記載されるものとする。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）を定め、活用を図ることとする。

（３）策定した学校基本方針については、学校のホームページ等を通し、保護者等に公開するとともに、その内容を必ず入学時や各年度の開始時等、適宜、適切に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

２　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

（１）学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

（２）当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定する。必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（ＳＣ）やＳＳＷ、弁護士、医師、警察関係者など外部専門家が参加しながら対応する。

（３）当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

学校は、学校のいじめ基本方針やマニュアル等において、個々の役割を確認するとともに、対応の手順及び内容等（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を明確に定めておく。

３　いじめ防止等のための取組

（１）未然防止に向けて

ア　いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で臨む。

イ　子供の悩みを親身になって受け止め、子供の発する危険信号を敏感に察知する。

ウ　個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。

エ　家庭や地域社会、学校など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

（２）いじめの早期発見に向けて

ア　けんかやふざけ合いで片づけず、児童生徒の気持ちを確認する。

イ　いじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は校内のいじめ防止対策組織で判断する。また、聴取した情報は、その都度記録する。

ウ　全教職員がそれぞれの立場で児童生徒と向き合い、日々の行動や変化を見逃さない。

エ　児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童生徒の言動に注意し、職員室内での情報交換を密にする。

オ　年間指導計画に位置付けて、年３回以上の定期的なアンケート調査や個人面談等を実施するほか、随時、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（３）いじめを認知した場合の基本的対処（事案対処）

ア　いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から、具体的な言動について事実確認をする。また、調査後は速やかに校内いじめ防止対策組織へその結果を報告し情報共有する。

イ　当該児童生徒と担任や部活動顧問のみでいじめ問題を解決しようとせず、校長をリーダーとする校内のいじめ防止対策組織で協議、判断して対応する。

ウ　「いじめの定義」に基づき、以下の場合は口頭で構わないので、ただちに教育委員会に報告する。それを受け、学校と教育委員会で対応を検討する。

（ア）重大事態に発展する可能性が予見される場合。

（イ）いじめに発展しかねない問題と認知してから、ある程度の時間を要しても解決に至っていない場合。

（ウ）児童生徒や保護者等から「いじめにより重大な被害が生じた」「重大事態ではないのか」との申立てがあった場合。

（エ）当事者間や関係する児童生徒の間で、指導及び対応に困難さが予見される場合。

（オ）その他、情報共有が必要と判断した場合。

エ　教育委員会又は学校は、事実に基づき児童生徒や保護者に説明する。

オ　いじめる児童生徒には、毅然とした態度でいじめを止めさせる。

カ　法を犯す行為については、ただちに警察等に連絡し協力を求める。

キ　いじめの解消については、少なくとも次の２つの要件が満たされたものであるものとする。ただし、次の２つの要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し、継続して注視するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも３か月を目安とする。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認すること。

（４）その他

ア　いじめ防止を考える日

当市では毎年６月１日を「いじめ防止を考える日」とし、各学校、地域において、児童生徒が主体的にいじめを防止するための取組を行う。

イ　学校評価について

学校評価の中に、いじめ防止等のための項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない

環境づくり、早期発見・事案対処の実施、定期的なアンケートや調査の実施、個人面談等の実施、校内研修の実施等）を入れて評価することにより、いじめ防止対策の更なる充実を図る。

第４章　重大事態への対処

１　重大事態のとらえ

重大事態とは、法 28 条第１項で次のように定義されている。

> （１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態、１号重大事態）
> （２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態、２号重大事態）

すなわち、重大事態とは、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

教育委員会は、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省)」により適切に対応する。

（１）については、例えば、いじめ（いじめの疑いを含む）で

ア　児童生徒が自殺を企図した場合

イ　身体に傷害を負った場合

ウ　金品等に被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合　　などのケースが想定される。

（２）については、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合で、いじめが欠席の要因として疑われ、精神的に不安定な状況にある場合。

また、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害を生じた」という申立てがあったときは、その時点での学校の認識と異なっても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、「いじめの重大事態ではない」と断言できないことに留意する。

２　重大事態への対応

（１）発生の報告

ア　学校は、重大事態（疑い）に該当すると判断した場合、ただちに教育委員会に報告する。

イ　重大事態（疑い）の場合、教育委員会は「いじめの重大事態の疑いがある児童生徒の概要報告書」の提出を学校に求めるとともに、学校への更なる聴き取りや資料提出等を求める。

ウ　教育委員会は、重大事態と認定した場合、速やかに市長に報告する。

（２）重大事態に該当するか否かの判断

ア　重大事態に該当するか否かを判断するのは、特定の教職員ではなく、教育委員会又は学校である。

イ　不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たって、学校は欠席期間が 30 日（目安）に到達する（相当）前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図り、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、教育委員会と綿密に協議する。

（３）調査組織

ア　調査主体を学校とするか、学校の設置者である教育委員会とするかは、個別の重大事態の状況におうじて、教育委員会が判断する。

イ　教育委員会又は学校は、その下に組織を設け、当該重大事態に係る公平・中立な調査をただちに行う。

ウ　花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第 11 条及び第 13 条により、「花巻市いじめ問題調査委員会」を設置し、第三者委員（６名以内）は、法律、医療、心理、福祉等について専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（４）調査の実施

ア　本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事案の再発防止に資するために行う。

イ　教育委員会（第三者委員会を含む）又は学校が主体となり調査を実施するが、その際、客観的な事実関係を速やかに調査することとし、因果関係の特定については慎重を期することとする。学校が主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、適切な支援を行う。

（ア）いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

①　いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する（調査により、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻まれることのないように配慮すること）。

②　いじめを受けた児童生徒の事情や心情を聴取し、状況等に合わせた継続的なケアや落ち着いた学校生活の復帰、学習ができるよう支援する。

③　明らかになった事実関係をもとに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

（イ）いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

①　当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

②　当該児童生徒の保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。

（在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等）

③　病院受診している場合は、当該児童生徒の保護者の了解を得て、主治医からの聴取や主治医による当該児童生徒への聴取を検討する。

（ウ）いじめを行った児童生徒への対応

①　毅然とした態度で指導にあたり、状況によっては出席停止や別室も検討する。

②　本人のおかれている状況を理解させる。

③　自分の行った行為について深く反省させる。

④　いじめの動機や背景をつかむ。

（エ）留意事項

①　児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成 26 年 7 月 1 日付け 26 文科初第 416 号文部科学省初等中等教育局通知）を踏まえて行うものとする。

②　児童生徒の自殺といじめの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行う。

③　情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮のうえ、事実を確認した内容のみ提供する。なお、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

（５）調査結果の説明及び報告

ア　教育委員会又は学校は、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する。

イ　調査を通して確認された事実関係、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明し、その際、いじめを行った児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。

ウ　いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても適時、適切な方法で説明する。

（６）調査報告書の公表

ア　教育委員会は、市長へ調査結果を報告する。その際、いじめを受けた児童生徒の保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

イ　教育委員会は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

ウ　公表するか否かについては、教育委員会及び学校として当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、教育委員会が判断する。

（７）再調査及び措置

ア　調査の結果を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の再

発防止のため、必要があると認めるときは再調査を行う。

イ　市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の再発防止のために必要な措置を講ずる。なお、再調査を実施したときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長が調査結果を議会に報告する（法第 30 条第３項）。

（８）いじめの解決

ア　教育委員会は、いじめによる重大事態等が発生した場合、状況に応じていじめを受けた・いじめを行った児童生徒の双方に対して、学校、保護者、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取組を実施する。

イ　いじめを受けた児童生徒へのケアやいじめを行った児童生徒への指導、保護者を交えた話合いの場の設定等を行い、双方の納得を得る。

ウ　児童生徒の日頃の様子を観察し、いじめを受けた児童生徒やその保護者との面談等から心理的又は物理的な影響を与える行為が相当の期間（３か月を目安）止んでいること、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを当該児童生徒やその保護者から確認できた場合に解決とする。

３　留意事項

（１）この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事案の再発防止を図るために行う。

第５章　その他

１　いじめ防止等のための対策に関する事項

教育委員会は、いじめの防止等に関する施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。